

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	京成不動産株式会社 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4丁目1番12号
工事等の名称	元山駅ビルこども館駐輪場賃貸借
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	使用料及び賃借料
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	185,600円
工事等の概要	本事業は、利用者の利便性向上及び安全な施設利用環境の確保の観点から、こども館利用者が利用できる自転車置き場を目的とするものである
随意契約の理由	本事業はこども館利用者の利便性及び安全な利用環境を確保するため、施設に最も近接する元山駅南口駐輪場内の一区画を借り受けるものである。当該駐輪場は京成不動産株式会社が管理運営しており、当該区画を借り受けることができる者は同社に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号により、随意契約とした。